

利用者のために（平成17年基準）

1 調査の目的

農業物価統計調査は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数等を作成することを目的としている。

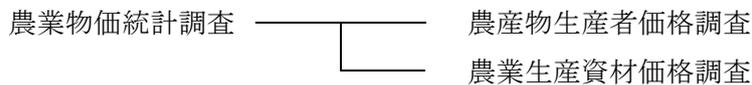
2 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく一般統計調査である。

3 調査機関

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織並びに農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の体系



5 調査の対象

(1) 農産物生産者価格調査

農産物出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）

(2) 農業生産資材価格調査

農業生産資材を販売する小売店等

6 調査対象（選定方法）

(1) 農産物生産者価格調査

ア 調査都道府県

調査都道府県は、調査品目別に平成16年及び17年の青果物卸売市場調査、畜産物流通調査等の結果を用い、出荷量の多い都道府県から順次配列し、その累積出荷量が全国総出荷量の80%以上となる都道府県とした。

イ 調査市町村

調査市町村は、調査品目別に平成16年及び17年の農林水産関係市町村別統計等の結果を用い、調査都道府県別に出荷量の多い市町村から順次配列し、その累積出荷量が当該都道府県の総出荷量の80%までの市町村の中から、出荷量の多い市町村を有意に選定した。

ウ 調査対象

調査対象は、各都道府県に所在する農産物出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）の中から、調査市町村における当該調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、かつ、農産物生産者価格が最も正確に調査できる出荷団体等を有意に選定した。

(2) 農業生産資材価格調査

ア 調査都道府県

調査都道府県は、継続して調査可能な全ての都道府県とした。

イ 調査対象

調査対象は、調査品目別に、各都道府県に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力をもち、当該都道府県の農業生産資材価格を最も正確に調査しうる小売店等を有意に選定した。

7 調査期間

(1) 農産物生産者価格調査

ア 調査月

調査月は、調査品目ごとに平成17年及び18年の出荷量を多い月から順次加算し、累積出荷量が年間出荷量の8割以上となる月とした。

イ 調査日

農産物（野菜を除く。）の調査日は、毎月15日現在とした。また、野菜の調査日は、毎月5日及び15日とした。ただし、各調査日において調査不可能な場合には、各調査日になるべく接近した日を調査日とした。

(2) 農業生産資材価格調査

ア 調査月

調査月は、季節品目（出回り月が限られている調査品目）を除き、毎年1月から12月までとし、季節品目については、基準時（平成17年）の当該品目の出回り期間を考慮し定めた。

イ 調査日

調査日は毎月15日現在とした。ただし、調査日において調査不可能な場合には、調査日になるべく接近した日を調査日とした。

8 調査事項（項目）

(1) 農産物生産者価格調査

ア 調査品目

調査品目は、平成17年農業経営統計調査経営形態別経営統計（個別経営）結果（全国販売農家1戸当たり平均）により、農家が販売する農産物総販売金額に対し、おおむね95%をカバーするまでの品目及び行政施策上重要な品目とした（127品目）。

イ 調査銘柄

調査銘柄は、全国的な取引量を基に品目における代表性、調査の継続性等を考慮して指定した。

ウ 調査単位

調査単位は、各調査品目の全国を通じた通常の出荷単位等を考慮して定めた。

エ 調査価格

調査価格は、農家が生産した農産物の販売価格（消費税を含む。）からその出荷・販売に要した経費（消費税を含む。）を控除した価格である。

(2) 農業生産資材価格調査

ア 調査品目

調査品目は、平成17年農業経営統計調査経営形態別経営統計（個別経営）結果（全国販売農家1戸当たり平均）により、農業生産資材の総現金支出金額に対しおおむね1万分の1以上の現金支出金額をもつ品目及び行政施策上重要な品目とした（162品目）。

なお、ガソリン、灯油、パソコン、ホース及び塗料の5品目については、消費者物価指数（総務省）の公表値を利用した。

イ 調査銘柄及び調査単位

調査銘柄及び調査単位は、農産物生産者価格調査に準じて定めた。

ウ 調査価格

調査価格は、農家が購入する農業生産資材を販売する小売店等で実際に販売される平常の価格（消費税を含む。）である。したがって、大量購入による値引き価格は調査対象としていない。

9 調査方法

民間事業者の調査員が調査対象に聞き取りを行う他計調査、又は、調査対象が自ら調査票に記入し、調査員の回収、郵送、ファクシミリ装置（FAX）若しくはオンラインで民間事業者へ報告する自計調査の方法により行った。

10 集計方法・計算式

(1) 平均価格の算出方法

ア 農産物生産者価格調査

農産物の調査品目別平均価格は、月別及び年別にそれぞれ次の方法により算出した。

(ア) 全国月平均価格

全国月平均価格は、調査都道府県別月平均価格に平成16年及び17年の該当月の都道府県別出荷量をウエイトとした加重平均により算出した。

(イ) 全国年平均価格

全国年平均価格は、全国月平均価格に全国の月別出荷量をウエイトとした加重平均により算出した。

イ 農業生産資材価格調査

全国月平均価格は、調査都道府県別月平均価格の単純平均により算出した。また、全国年平均価格は、この全国月平均価格を単純平均して算出した。

(2) 指数の作成方法

ア 指数の編成

指数の編成は、次のとおりである。

農業物価指数 — 農産物価格指数
 — 農業生産資材価格指数

イ 類区分

類区分は、農産物価格指数を11大分類、農業生産資材価格指数を12大分類とした。

ウ 指数採用品目

指数に採用する品目は、農産物を120品目、農業生産資材を136品目とした。

エ ウェイト

総合（類別）価格指数の算出に用いるウェイトは、次のとおりである。

(ア) 年平均価格指数の算出に用いるウェイト

年平均価格指数の算出に用いるウェイトは、平成17年農業経営統計調査経営形態別経営統計（個別経営）結果による全国販売農家1戸当たり平均を用いて、農産物については農産物販売金額から作成し、農業生産資材については現金支出から作成した。

(イ) 月別価格指数の算出に用いるウェイト

a 農産物

農産物の月別価格指数の算出に用いるウェイトは、次の方法により作成した。

（農産物の月別価格指数の算出に用いるウェイトについては、[参考]「農産物の品目別月別ウェイト（平成17年基準）」参照）

(a) 類別ウェイトは、年平均価格指数の算出に用いるウェイトを年間を通じて固定したものとす。

(b) 品目別ウェイトは、年平均価格指数の算出に用いるウェイトに全国年平均価格を算出するための月別出荷量ウェイトの比率を乗じて配分率を算出し、類別ウェイトに配分率を乗じる。

なお、「麦類」及び「雑穀（そば）」については、それぞれの類に属する全ての品目で調査を行わない（出回りのない）期間があるが、その期間も類別価格指数を算出する必要があるため、当該期間の品目別ウェイトには年平均価格指数の算出に用いるウェイトを使用した。

b 農業生産資材

農業生産資材の月別価格指数の算出に用いるウェイトは、年平均価格指数の算出に用いるウェイトを年間を通じ固定して使用した。

オ 基準時及び基準時価格

(ア) 基準時

基準時は、平成17年（暦年）の1か年とした。

(イ) 基準時価格

基準時価格は、農業物価統計調査による平成17年の年平均価格である。

カ 算式

指数の算式は、ラスパイレス式（基準時加重相対法算式）である。

(ア) 月別価格指数（全国）

a 品目別価格指数

$$I_{t u i} = \frac{P_{t u i}}{P_{0 i}} \times 100$$

Itui … t年u月におけるi品目の価格指数
Ptui … t年u月におけるi品目の価格
P0i … i品目の基準時価格

b 総合（類別）価格指数

$$I_{t u} = \frac{\sum_i I_{t u i} \cdot W_{u i}}{\sum_i W_{u i}}$$

$I_{t u}$ … t年u月における総合（類別）価格指数

$W_{u i}$ … u月のi品目のウエイト
(季節品目については、「キ 月別総合（類別）価格指数の算出における季節品目の取扱い」参照)

(イ) 年平均価格指数（全国）

a 品目別価格指数

$$I_{t i} = \frac{P_{t i}}{P_{0 i}} \times 100$$

$I_{t i}$ … t年におけるi品目の価格指数

$P_{t i}$ … t年におけるi品目の価格

b 総合（類別）価格指数

$$I_t = \frac{\sum_i I_{t i} \cdot W_i}{\sum_i W_i}$$

I_t … t年における総合（類別）価格指数

W_i … i品目のウエイト

キ 月別総合（類別）価格指数の算出における季節品目の取扱い

季節品目については、調査品目ごとに出回り期間内の月の価格のみを調査することとし、出回りのない月は以下のように取り扱った。

(ア) 農産物価格指数

調査品目ごとに出回りのない月はウエイトが0となるため指数計算から除外される。

ただし、「麦類」及び「雑穀（そば）」は、調査品目ごとに、直近の出回り期間の月別価格指数と年平均価格の算出に用いる月別出荷量ウエイトの加重平均により算出した価格指数を、それぞれ出回りのない期間（麦類：11月から5月、雑穀：1月から8月）に適用して月別総合（類別）価格指数の算出に用いた。

(イ) 農業生産資材価格指数

「種苗及び苗木」に属する品目については、品目ごとに直近の出回り期間の月別価格指数を単純平均した指数、「賃借料及び料金」に属する品目については、直近の出回り期間の最終月の指数を、それぞれ出回りのない期間に適用して、月別の総合（類別）価格指数の算出に用いた。

11 目標精度

本調査において、目標精度は設定していない。

12 用語の解説

(1) 農産物価格指数

農家が販売する個々の農産物の生産者価格を指数化したものであり、類似した商品群ごとに11の類別にまとめて作成している。

(2) 農業生産資材価格指数

農家が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化したものであり、類似した商品群

ごとに12の類別にまとめて作成している。

(3) 農業交易条件指数

農産物と農業生産資材の相対的な関係の変化を示すものとして使用されており、農業生産資材価格指数（総合）に対する農産物価格指数（総合）の比率として算出する。

$(\text{農産物価格指数（総合）} / \text{農業生産資材価格指数（総合）}) \times 100$

13 東日本大震災の影響

平成23年農業物価指数については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の一部の調査対象の調査票を回収できなかったことから、調査票が回収できた同一県内又は近隣地域の調査対象の騰落率（農産物は前年同月からの騰落率、農業生産資材は前月からの騰落率）を用いて、回収できなかった調査対象の調査価格を補完し、全国結果を算出した。

14 利用上の注意

(1) 記号について

統計表に使用した記号は、次のとおりである。

「0.0」：単位に満たないもの（例：0.04%→0.0%）

「—」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

(2) 品目別平均価格について

品目別の平均価格は、指数算出上の基礎資料として作成しているもので、調査銘柄の変更に伴い価格の連続性が保てないこともあるため、利用に当たっては十分留意されたい。

(3) 本統計の累年データについて

農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「農家の所得や生産コスト、農業産出額など」をご覧ください。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

15 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 分析班

代 表：03-3502-8111 内線（3635）

直 通：03-6744-2042

FAX：03-5511-8772